

# 目 次

第 1 号 ( 9月 9日)

1 出席議員	1
2 欠席議員	1
3 説明のための出席者	1
4 職務のための出席者	1
5 議事日程	1
6 本日の会議に付した事件	2
7 議事	
開会	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	
日程第 2 会期の決定	
日程第 3 諸般の報告	
日程第 4 議案第 51 号 令和元年度南越前町一般会計補正予算(第 3 号)	
日程第 5 議案第 52 号 令和元年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第 2 号)	
日程第 6 議案第 53 号 令和元年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	
日程第 7 議案第 54 号 平成 30 年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について	
日程第 8 議案第 55 号 平成 30 年度南越前町水道事業会計決算認定について	
日程第 9 議案第 56 号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	
日程第 10 議案第 57 号 南越前町附属機関設置条例の制定について	
日程第 11 議案第 58 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に 関する条例の制定について	
日程第 12 議案第 59 号 南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の全部改正について	
日程第 13 議案第 60 号 南越前町工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定について	
日程第 14 議案第 61 号 南越前町印鑑条例の一部改正について	
日程第 15 議案第 62 号 南越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る 条例等の一部改正について	
日程第 16 議案第 63 号 糸魚川離岸堤機能増進工事(その 1)請負契約の締結について	
日程第 17 議案第 64 号 貢産の取得について	
日程第 18 報告第 8 号 平成 30 年度南越前町一般会計継続費精算報告書について	
日程第 19 報告第 9 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	
日程第 20 報告第 10 号 専決処分事項の報告について	

(法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償の額の決定について)

日程第 21 陳情第 8 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

日程第 22 議案の常任委員会付託

日程第 23 一般質問

高橋宏介	15
大浦和博	22
加藤伊平	26
山本 優	29
8 散会	36

## 令和元年9月南越前町議会会議録

招集の告示 令和元年8月20日 南越前町告示第67号  
招集の期日 令和元年9月 9日  
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 9月 9日 (月)

出席議員 (敬称略) 14名

1番 高橋 宏介	2番 山本 徹郎	3番 大浦 和博
4番 城野 庄一	5番 熊谷 良彦	6番 喜村 喜代治
7番 平泉 初男	8番 加藤 伊平	9番 秋田 重敏
10番 生駒 一義	11番 井上 利治	12番 平谷 弘子
13番 山本 優	14番 丸岡 武司	

欠席議員 (敬称略) なし

### 会議録署名議員

2番 山本 徹郎 3番 大浦 和博

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (敬称略)

町長 岩倉 光弘	
副町長 藤原十三夫	
総務課長 北野 徹	観光まちづくり課長 中村 正直
町民税務課長 桂木 洋一	保健福祉課長 西村 成男
農林水産課長 山岸 健	建設整備課長 関根 將人

### (教育委員会)

教育長 上田 康彦 事務局長 坂井 浩伸

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 森 和仁 書記 關 敏宏

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件（議事日程のとおり）

議案第 51 号 令和元年度南越前町一般会計補正予算(第 3 号)

議案第 52 号 令和元年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 53 号 令和元年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 54 号 平成 30 年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について

議案第 55 号 平成 30 年度南越前町水道事業会計決算認定について

議案第 56 号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 57 号 南越前町附属機関設置条例の制定について

議案第 58 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 59 号 南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の全部改正について

議案第 60 号 南越前町工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定について

議案第 61 号 南越前町印鑑条例の一部改正について

議案第 62 号 南越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第 63 号 糸魚川離岸堤機能増進工事(その 1)請負契約の締結について

議案第 64 号 財産の取得について

報告第 8 号 平成 30 年度南越前町一般会計継続費精算報告書について

報告第 9 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

報告第 10 号 専決処分事項の報告について

（法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償の額の決定について）

陳情第 8 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

## 議案の常任委員会付託

### 第23 一般質問

#### 開 会

[開会 午前10時00分]

○議長（井上利治君）開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、議会活動にご精励いただき厚くお礼申し上げます。8月の酷暑から、ようやく解放されましたが、未だ残暑厳しく、夏の疲れが残ってはおりますが、一雨ごとに涼しくなって、朝夕においては、少しずつ秋を感じられるようになってまいりました。昨年は、猛暑と台風の影響で「花はす早朝マラソン」と「河野夏まつり」が中止になりましたが、今年は、計画・準備段階から、町及び実行委員会が対策を講じていただいたおかげで、両イベントとも 予定どおりに 盛大に開催されました。町民はもとより、町外から来られました方々も本町の魅力を存分に 知ってもらえたことと存じます。さて、秋と言えば実りの秋、収穫の秋であります。町内の農家では、黄金色に実った田んぼに入り、稲刈りをしておられる姿が、各地区で見られるようになってまいりました。また、秋はイベントや祭りも多く、街道浪漫今庄宿を皮切りに、ふれあい産業フェアや体育祭・秋祭りなどが町内各地で目白押しでございます。しかし、今年も異常気象の影響で、天候不順が続いておりこの時期に農作業やイベントを行う方々にとっては、天気が心配で、気を揉む状態が長くなっているのではと察するところでございます。今年は、梅雨明けからの異常な暑さと、大雨・台風などで既に全国各地で大きな被害が出て来ており、特に、8月26日から降り始めた九州北部豪雨では、佐賀県を中心に、甚大な災害となり、多くの方々が被災されました。この災害で犠牲になられました方々と、ご遺族の皆様に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。また、被災されました方々に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。幸いにも今のところ、本町では、大きな災害には見舞われておりませんが、天気予報では、これから先も残暑が続き、台風や秋雨前線の停滞等による大きな災害が、発生しやすくなっていると言っております。議会といたしましても、行政が実施する防災対策や災害対応を全力で支援してまいりますので、町長をはじめ、職員の皆さんには、ご苦労をおかけしますが、住民の安全確保のため、対策・対応をしっかりとお願いいたします。

さて、本期9月定例会では、各会計補正予算や平成30年度決算認定、条例の改正などの重要な案件が多くありますので、議員各位におかれましては、慎重審議いただきますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

只今より、平成30年9月 南越前町議会定例会を開会いたします。本日の出席議員数は14名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

[開会 午前 10 時 04 分]

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（井上利治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、2番 山本 徹郎 君、3番 大浦 和博 君を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（井上利治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、去る8月9日と9月2日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君） 議会運営委員長 14番 丸岡 武司 君

[自席で報告]

○議長（井上利治君） お諮りいたします。只今の、丸岡委員長の報告のとおり、本定例会の会期を、本日から13日までの5日間といたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの5日間とすることに決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（井上利治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。6月議会定例会以降に開催されました会議等については、お手元に配布しております諸報告のとおりです。次に、監査委員から送付されました例月出納検の結果については、お手元に写しを配布しておりますので、ご覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### 議案の上程

○議長（井上利治君） 次に、日程第4 議案第51号 令和元年度南越前町一般会計補正予算（第3号）から日程第17 議案第64号 財産の取得についてまでの14議案を一括して、上程いたします。

---

### 提案理由の説明

○議長（井上利治君） 岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。  
〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（井上利治君） 岩倉町長  
〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） 本日ここに、令和元年9月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中を御出席賜り、心からお礼申し上げます。

さて、例年、梅雨前線や台風による集中豪雨により全国各地で甚大な被害に見舞われているところでありますが、今年は超大型の台風10号が、旧盆にあたる8月15日に四国地方を掠め広島県呉市に上陸後、中国地方を縦断し日本海へと進むコースを取り、本町においても暴風警報と大雨警報が発令され緊張が増したところでございましたが、幸いにも本町では人命に関わる大きな被害もなく安堵したところでございます。また、8月28日には活発な前線の活動により九州北部に次々と線状降水帯の雨雲が流れ込み長崎県、佐賀県、福岡県では大雨特別警報が発令され警戒レベルで最も高い警戒レベル5が発表されたところでございます。時間雨量100ミリを超える雨が降り続き、各地で土砂崩れや河川の氾濫など大きな被害がもたらされたところであります。これから9月、10月につきましては、昨年一昨年の例を挙げても台風本番の季節でもあります。町民の身体・生命・財産を守るためにも、気を緩めることなく町民の皆様への早期の段階での情報提供をはじめ避難行動等についても、遅滞なく遂行できるよう確固たる防災対策を進める所存でありますのでご理解方よろしくお願い申し上げます。

このような中、去る8月30日と31日の両日、若狭湾沖で発生した地震により関西電力美浜原子力発電所3号機で外部電源が喪失し、重大な事象へと発展し総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されるという想定で町の原子力防災訓練を兼ねた県原子力総合防災訓練が実施されたところであります。今回の訓練では、広域避難を実施し、初めて避難先である永平寺町上志比地区へ河野地区の町民約百名の方々に実際にバスに乗り避難をしていただきました。避難の途中、桜橋運動公園で安定ヨウ素剤を受け取り越前市のサンドーム福井では、バス車両の除染を行うなど実践さながらのものとなりました。また、平成29年度に河野小学校体育館に整備した放射線防護施設エアシェルターでは、自力で避難が困難な要配慮者を

対象に、今回初めて訓練で拡げられたエアシェルター内への避難訓練を実施いたしました。両訓練とも実践さながらで実施されたわけですが、万が一の事故の際は、事故の規模や気象条件により柔軟に対応し、避難行動等をお願いすることとなりますのでご理解をお願いするものであります。

次に、南越前町総合計画審議会と南越前町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の第1回の会合が8月21日開かれ、今年度末をめどに策定される第2次南越前町総合計画後期計画と第2期南越前町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、策定の作業にとりかかつたところであります。人口減少など目まぐるしく変化する現状を深く理解しつつ、明るい未来を実現できるような計画となるよう作業を進めところであります。

次に、先の7月臨時議会で関係条例の一部改正や設置運営のため必要な補正予算について、お認めいただいた南越前町環境審議会の第1回の会合が、8月29日に開かれ、南越前町環境基本計画の見直しや新ごみ処理施設、廃棄物処理施設及び古物商営業施設の現状、計画がすすめられている風力発電施設について、町側より説明を行ったところであります。

次に、本年10月に消費税率が8パーセントから10パーセントへと引き上げられるところでございますが、これによる家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えすることを目的に本町でもプレミアム付商品券を発行いたします。住民税非課税の方や小さな乳幼児がいらっしゃる子育て世帯が対象で、町内の商店で利用できる2万5千円の商品券を2万円で購入できる仕組みとなっております。現在、町内の対象者1,231世帯1,738名の方々から商品券購入引換券の交付申請書の受付を行っており、10月1日から町商工会で商品券を購入後、町内の商店などで利用できることとなっております。是非とも対象者の皆様には、商品券をご購入いただき、この有利な制度をご活用いただきますようご案内するところであります。

次に、町のイベントにつきましては、「第27回はすまつり」が6月29日から8月12日までの45日間にわたり開催されました。オープニング式には地元選出国会議員でもある高木毅衆議院議員など、多くの来賓の方々のご参列のもと開幕いたしました。まつりの期間については、象鼻杯、はす染め体験、ぐう紙作り体験、早朝モデル撮影会、二胡の演奏など好評をはくしたところであります。また、7月7日には「第15回花はす早朝マラソン大会」が開催され、白やピンクの花びらに露がきらめく花はすに出迎えられながら思い思いのペースで2,378人の参加者が汗を流しました。今回の大会は、例年開催していた7月の第3日曜日が、参議院議員通常選挙の投開票日と重なることが予想されたため、あらかじめ日程を2週間前倒しし実施させていただきました。梅雨まっただ中ということで天候が心配されたところですが、大きく崩れることもなく、暑さも凌げ、ランナーの皆さんには走りやすいコンディションであったところであります。7月27日に予定していた「河野夏まつり」は、台風6号の影響で来場者の安全確保の観点から翌日28日に順延し甲楽城海水浴場で開催され、約7,800発の花火が漁火の輝く夏の海の夜空に打ち上げられ、訪れた1万4千人の観衆を魅了しました。また、各催しに多くの来場者、参加者を迎えて「夏のみどころ、魅力満載、南越前町」をアピールできたのではないかと思う次第であります。これもひとえに、

各イベントの運営に携わっていただきました町民ボランティアの皆様のご協力の賜物であり、無事に終えることができましたことに対し、この場をお借りいたしまして改めて厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、暑かった夏も終わり季節はすっかり秋めいてまいりました。これから季節は、食欲の秋、スポーツの秋となり、各地区において体育祭や文化祭、イベント等の多くの催しが開催されるわけですが、今後とも町民のご協力のもと、南越前町を町内外に発信していきたいと考えております。それではここで、今年度の主な事業の状況について述べさせていただきます。

はじめに、北陸自動車道で県内唯一のサービスエリアである南条サービスエリアには多くの人が訪れており、このことを最大限に活かし地域の活性化を図るために、サービスエリアと接続した農林水産物や特産品等を物販する地域振興施設の整備をすすめています。本年度は、昨年度から繰り越した町道鉄物師阿久和線道路改良工事と送水管移設工事及び本体施設実施設計並びに公園工事実施設計業務に着手いたしました。

次に、上平吹橋架替事業では、今年度、上部工事としてプレキャストセグメント工法によるPC桁の製作を進めるところでございます。

次に、自治振興では昨年度の鯖波区民センター新築工事に続きまして、本年度は、宅地造成等で世帯数の増加が著しい桜町区の区民センター増築工事を行い間もなく完成予定であります。その他、定住化対策事業では、旧南条第二保育所跡地に若者単身者向け町営住宅と昨年度から繰り越した湯尾地区の住宅用用地の造成をはじめ、糠漁港離岸堤機能増進工事や町道消雪施設整備工事を進めているところであります。以上、上半期の事業の進捗状況について、ご説明をいたしたところであります。

それでは、9月定例議会に提案いたしました各議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。提案いたしました議案は、補正予算に関するものが3件、決算認定に関するものが2件、条例の制定に関するものが4件、条例の全部改正に関するものが1件、・条例の一部改正に関するものが2件、工事請負契約の締結に関するものが1件、財産の取得に関するものが1件で合計14件であります。

最初に、議案第51号 令和元年度南越前町一般会計補正予算（第3号）でありますが、予算現額に1,833万1千円を追加し、予算の総額を84億1,928万4千円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、地方自治法施行規則の改正による財務システム改修に200万円、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務委託に250万円、地区集会所整備事業補助金に207万7千円、県道道路改良による防犯灯の移設工事に84万1千円の追加、民生費では、河野保健福祉センター高圧受電設備修繕に77万円の追加、農林水産業費では、多面的機能支払交付金返還金に98万6千円、きらめき気中開閉器等取替工事に69万2千円の追加・教育費では、南条小学校遊具修繕工事に129万円、湯尾小学校体育館外便所改修工事に72万6千円、木ノ芽峠給水ポンプ取替工事に62万7千円、ウォーターランド南条送迎用ワゴン車購入に144万6千円、南条給食センター冷蔵庫購入に81万

2千円の追加等あります。

歳入の主なものは、国庫支出金では、個人番号カード利用環境整備費補助金として64万8千円、保育対策総合支援事業費補助金として152万9千円の追加、県支出金では、子ども・子育て支援事業費補助金として350万円、すぐすぐ保育支援事業費補助金として66万1千円、医療的ケア児保育支援モデル事業費補助金として76万4千円、中山間営農継続支援事業補助金として61万5千円、豚コレラ緊急対策事業補助金として60万円の追加、繰越金では、純繰越金として543万7千円、諸収入では、保育所3歳以上児主食費等徴収金として332万1千円、多面的機能支払交付金返還金として131万3千円の追加等あります。

次に、議案第52号 令和元年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第2号）でありますが、予算現額に32万2千円を追加し、予算の総額を2億5, 156万4千円にいたそうとするものであります。歳出については、医業費で電子カルテ用付属パソコン購入として32万2千円の追加であり、歳入については、繰越金で、純繰越金として32万2千円の追加であります。

次に、議案第53号 令和元年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありますが、保険事業勘定の予算現額に1, 075万9千円を追加し、予算の総額を14億2, 870万円にいたそうとするものであります。歳出については、平成30年度精算による国庫支出金等の返還金に1, 066万9千円の追加等であり、歳入については、介護保険基金繰入金で、1, 170万5千円の減額、繰越金では、純繰越金として1, 798万7千円の追加等であります。以上、補正予算に関する議案3件につきましてご説明申し上げました。

続きまして、議案第54号 平成30年度南越前町各会計歳入歳出決算認定及び議案第55号 平成30年度南越前町水道事業会計決算認定につきまして、その概要をご説明申し上げます。

平成30年度の一般会計、特別会計の11の会計の決算が、会計管理者から提出され、企業会計である水道事業会計を併せて、先般、監査委員の審査に付し、審査が終了いたしましたので、その概要を報告し認定を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の決算ですが、歳入総額は、86億9, 598万7千円、歳出総額は、82億6, 492万1千円で、歳入歳出の差引きは、4億3, 106万6千円となりました。この差引額のうち、翌年度へ繰越すべき財源が1億4, 911万4千円ありますので、実質収支は2億8, 195万2千円となりました。歳入は、前年度比6億3, 678万3千円の減、歳出は、前年度比5億6, 656万6千円の減となりました。歳出を性質別に見てみると、まず人件費は13億8, 713万6千円で、前年度比3, 624万5千円の増、物件費は11億3, 328万3千円で、前年度比4, 112万7千円の減、一部事務組合への負担金等の補助費等は11億453万3千円で、前年度比938万8千円の減、起債の返済のための公債費は10億540万1千円で、前年度比6, 797万9千円の減、普通建設事業費は15億9, 685万5千円で、前年度比3億6, 289万7千円の減、災害復旧事業費は5, 373万3千円で、前年度比3, 488万6千円の増、特別会計への繰出しな

どの繰出金は9億8, 835万2千円で、前年度比2, 672万6千円の減、積立金は5, 213万円で、前年度比4, 332万8千円の増となりました。

また、義務的経費であります人件費、扶助費、公債費の合計は、31億3, 179万2千円で、前年度比4, 170万6千円の減となり、歳出総額に占めます割合は、37. 89%となりました。主な建設事業等といたしましては、今庄住民センター整備事業に2億5, 194万5千円、町営住宅整備事業に1億4, 186万3千円、上平吹橋橋梁架替事業に1億1, 595万円、町道消雪施設整備事業に1億596万2千円、町道八斗田線道路改良事業に7, 052万4千円、情報通信利用環境整備推進事業に6, 678万3千円、宅地分譲地造成事業に6, 589万8千円、南条SA周辺地域振興施設整備事業に6, 255万8千円、河野地区コンビニエンスストア一体型施設整備事業に4, 824万5千円、ニュー今庄ハイツ1号棟改修事業に4, 666万7千円などを実施いたしました。

歳入の主なものは、町税は13億4, 978万8千円で、前年度比3, 780万7千円の増、地方交付税は39億2, 326万3千円で、前年度比2億5, 294万7千円の減、国県支出金は14億5, 690万5千円で、前年度比3億134万4千円の減、町債は5億2, 130万円で、前年度比9, 760万円の減。なお、平成30年度末の起債の残高は、62億3, 880万4千円となり、前年度比4億4, 025万9千円の減となりました。

次に、10の特別会計につきましては、決算の合計額は、歳入が37億7, 166万8千円、歳出が37億3, 026万4千円となりました。

最後に、水道事業会計でありますが、収益的収入は3億9, 809万8千円、支出は3億9, 742万5千円で、純利益として67万3千円を計上することとなりました。

また、資本的収支につきまして、支出総額が1億4, 924万8千円となり、過年度分 損益勘定留保資金で補填いたしました。以上、平成30年度の各会計及び水道事業会計の決算状況についてご説明申し上げました。

是非とも、認定賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第56号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤職員の適正な勤務条件を確保する会計年度任用職員制度が創設されるため、今回、提案いたすものであります。

次に、議案第57号 南越前町附属機関設置条例の制定について、ご説明申し上げます。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、執行機関の附属機関について定めたいので、今回、提案いたすものであります。

次に、議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例を整備したいので、今回、提案いたすものであります。

次に、議案第59号 南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の全部改正について、ご説明申し上げます。これは、南条地区、今庄地区及び河野地区の各町営駐車場等につ

いて、統一的な管理をしたいので、今回、提案いたすものであります。

次に、議案第60号 南越前町工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。これは、工場立地法第4条の2第1項の規定により、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、適用すべき準則を定めたいので、今回、提案いたすものであります。

次に、議案第61号 南越前町印鑑条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、旧氏（きゅううじ）での印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏（きゅううじ）の併記を可能とし、併せて印鑑登録証明書の性別に関する事項を削除したいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第62号 南越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、特定教育・保育施設の満3歳以上の子どもの利用者負担額を無償化するとともに所要の改正をしたいので今回、提案いたすものであります。

次に、議案第63号 糸魚川離岸堤機能増進工事その1請負契約の締結について、ご説明申し上げます。この契約につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたすものであります。工事の内容は、糸魚川離岸堤機能増進工事（その1）で、契約の方法は、指名競争入札、契約金額は、8,085万円で、株式会社高野組 河野支店 支店長 川端淳一と工事請負契約を締結いたそうとするものであります。

最後に、議案第64号 財産の取得について、ご説明申し上げます。この財産の取得につきましては、予定価格が700万円以上の動産の買い入れのため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要といたしますので、今回、提案いたすものであります。取得する物品は、除雪ドーザ（11t級）2台で、契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、3,718万円で、コマツサービスエース株式会社 代表取締役 佐野俊和から取得をいたそうとするものであります。

以上、9月定例議会に提案いたしました14議案の概要につきまして、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。  
以上です。

[町長（岩倉光弘君）降壇]

○議長（井上利治君）これにて、提案理由の説明を終わります。

次に、日程第19 報告第9号 専決処分事項の報告について（法律上、町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定について）から 日程第21 報告第11号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について及び日程第22 陳情第4号、日程第23 陳情第5号については、お手元に配布しておりますのでご覧願います。  
暫時休憩いたします。

---

休 憩

[休憩 午前 10 時 39 分]

[再開 午後 1 時 00 分]

---

再 開

○議長（井上利治君）会議を再開いたします。

---

質 疑

○議長（井上利治君）日程第4 議案第60号 専決処分の承認を求めるについて（平成30年度南越前町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

---

討 論

○議長（井上利治君）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

---

採 決

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。議案第60号は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議長（井上利治君）起立全員です。よって、議案第60号は、原案のとおり承認することに決しました。

---

質 疑

次に、町長から提案理由の説明がありました日程第5 議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第4号）から 日程第18 議案第74号 財産の取得についてまでの14議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長（井上利治君）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

---

#### 議案の常任委員会付託

○議長（井上利治君）次に、日程第24 議案の委員会付託を議題といたします。お諮りいたします。議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第4号）から議案第65号 平成30年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5議案並びに議案第68号 南越前町総合事務所設置条例の一部改正についてから議案第74号 財産の取得についてまでの7議案及び陳情第4号、陳情第5号につきましては、配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（井上利治君）異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第65号までの5議案並びに議案第68号から議案第74号までの7議案及び陳情2件につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことに決しました。

---

#### 一 般 質 問

○議長（井上利治君）次に、日程第23 一般質問を行います。

一般質問は、一問一答による方式または一括質問一括答弁方式の選択制にしております。また、質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくお願ひいたします。

一般質問は、高橋宏介君、大浦和博君、加藤伊平君、山本 優君の4名から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. 国土利用計画について
2. 町内に進出してくる産業廃棄物処理業者について
3. 南越前町環境審議会について

1番 高橋宏介君。

[1番(高橋宏介君)登壇]

○1番(高橋宏介君) 本日の定例会にはシルバーの方々が多数傍聴に来られています。ことしは多くの方々に傍聴していただきました。これからも町民の皆様の関心を得られるよう、思いに応えられるよう議会の活性化に努めてまいります。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1つ目、国土利用計画について。

国土利用計画の市町村計画と南越前町総合計画についてお聞きします。

国土利用計画法が制定され、国土利用計画の制度が運用を開始してから30年余りが経過しました。国土利用計画は未来に向けたまちづくりのルールを定めるものであり、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものであります。

国土利用計画は全国計画、都道府県計画、市町村計画と3つに分類されており、全国計画は全国レベルの国土のあり方であり、都道府県計画は都道府県レベルの国土のあり方、市町村計画は市町村レベルでの国土のあり方を計画するものであります。

都道府県計画の策定は、都道府県における国土利用計画などに関する審議会等々、県内の市町村長の意見を聞いて定められるものであり、都道府県計画の策定には本町の歴代の町長も意見を述べられているはずであります。そして、市町村計画は市町村における国土利用の基本であり、都道府県計画を基本として市町村長の住民の意向を十分に反映させた上で市町村長が案を作成し、定められるものです。

本町が平成27年3月に策定した南越前町総合計画は、平成27年度から令和元年度までが前期基本計画、令和2年度から令和6年度が後期基本計画となっており、ことし後期基本計画の策定がされました。基本施策、再施策については基本的な体系は維持しつつも、新規事業の追加や効果の低い事業を削減するなど、現状及び将来を捉えた見直しがされました。基本構想は、将来像やまちづくりの柱となる基本目標を定めたものであり、計画期間は10年間、基本構想は町議会の議決を経て10年間の財政運営の方針として位置づけられた根幹となるものであるから、今回は改定しないとのことであります。

この改定しない基本構想の第3章に土地利用構想があります。基本事項に「南越前町の区域における町土は、現在および将来における住民生活に必要な限られた資源です。」とあります。国土利用計画法の基本理念第2条とほぼ同文であります。また、人口減少により、将来大きな問題となっていく空き家、空き地、耕作放棄地についても南越前町の総合計画の第3章土地利用構想の中で必要な

措置の概要として、「町土の保全と安全性の確保」「環境保全と美しい町土形成」「土地の有効利用」「住民参加による町土利用」と明記し、町土利用の重要性を本町は十分に理解され、把握し、基本方向を示されているのに、なぜ今になつても国土利用計画の市町村計画が策定されておられないのか、必要性を感じておられないのか、町長の所見を伺います。

○議長（井上利治君） 岩倉町長。

[町長（岩倉光弘君）登壇]

○町長（岩倉光弘君） 高橋議員の国土利用計画についてのご質問にお答えをいたします。私たちの国土は、国民の生活や生産の共通の基盤でありまして、限られた共通の資源であるといった観点から、自然、社会、経済、文化的といったさまざまな条件を考慮しながら、長期的な視点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的として、国においては昭和51年に第1次の全国計画が策定されまして、現在の第5次の計画に至っているところであります。

一方、県におきましては、国の基本方針が示されたことを受けまして、国土利用計画法第7条の規定によりまして、昭和52年度に福井県の国土利用計画を策定いたしているところであります。この中で、県土の総合的かつ計画的な利用を図ることや、規制区域の指定、土地取引の届け出など適正な運用を図ることで、投機的取引の排除、そしてまた地価の高騰を抑制するということとしております。

また、市町村計画におきましては、国土利用計画法の第8条の規定によりまして、当該市町村の区域における国土利用の必要な事項について、計画を定めることができるというふうにしております。必ずしも策定が義務ではないということや、総合的な方向性を示す指針的要素が強いことから、全国的にも策定率というのは低いというものと理解をいたしております。南越前町におきましても、未策定であることを受けまして、平成26年度に町の最上位計画に位置づけられております第2次の南越前町総合計画の基本構想の中で土地利用に関する基本方針を掲載しているというところであります。

この土地利用市町村計画の全国及び福井県内の策定状況につきましては、担当課長のほうから報告させていただきます。

○議長（井上利治君） 中村觀光まちづくり課長、お願いいいたします。

○觀光まちづくり課長（中村正直君） お答えいたします。

市町村計画の策定率といしましては、平成29年2月の時点で、全国1,741

自治体のうち834自治体であり、率にして47.9%でございます。また、県内で策定したことのある自治体数は、17自治体のうち6自治体であり、率にして35.3%でございますが、平成の大合併以降に策定あるいは計画の変更を行った自治体はないとのことでございますので、計画の有効期間がおおむね10年であることから、省内自治体には市町村計画がないとも解釈されているようでございます。以上でございます。

○議長（井上利治君）　高橋宏介君。

○1番（高橋宏介君）　市町村計画の当初の目的は、高度成長期の急激な地価の高騰を抑制するものが主目的ではございましたが、現在は災害対策や過疎対策に目的を変えてきております。市町村計画は総合的な方向性を示す指針的な要素が強く、法的効力が弱い面があり、計画にそぐわない事例があった場合は個別規制法の都市計画法、農振法、森林法、自然公園法、自然環境保全法で判断することとなってしまうため、30年経過した現在において策定率47.9%しかなく、有効期間10年に改正し、継続率が悪いのは国土交通省にあると指摘する市町村もございます。理由として、目的や明確な策定理由がわかりにくく、国からの説明も不十分であるというものです。それを受け、国土交通省は国土利用計画をつくろうなどの研究会を開催し、意見交換、助言を受け、報告書をつくるなど策定の推進に近年進めてきています。この研究会には、福井県の土地担当対策も参加しております。しかしながら、福井県、北信越の策定率は特に低いです。

国も国土利用計画について態度を改めてきていますし、個別規制法で縦割りしている部分を横につなげ、将来への判断をしやすくするものでもございますので、現在の本町はまだ必要性を感じていないのかもしれません、計画の策定理由を意識の低い福井県、県内の市町村の策定率などは参考にすることなく、本町みずからの意思で将来に対して判断していただき、全国の市町村に遅れをとることのないようにお願ひいたします。

2つ目、町内に進出してくる産業廃棄物処理業者について、産業廃棄物処理施設への本町の対応についてお聞きします。

6月の全員協議会で本町にある産業廃棄物処理施設について聞いたところ、関ヶ鼻にある株式会社ディーウエストは県の産業廃棄物処分業許可と県公安委員会の古物営業許可を有しており、プラスチック処理5トン以下であるため、地元の承認の同意書は不要で、平成30年6月より営業を開始しています。

湯尾の川村産業跡地にある株式会社東洋テックは、県公安委員会の古物営業許可を有しており、地元の同意書は不要で、平成31年4月より営業を開始しています。湯尾、今庄地係が予定になっている株式会社エコ・クリーンは、県の

廃棄物処分業許可を有しているが、プラスチック処理5トン以上を予定しているため、現在、地元の反対を受けております。その場所で今、株式会社エコパートナーが該当土地の一部にて平成23年度から産業廃棄物収集運搬業を営業しています。現在の本町では、産業廃棄物処理業者が県公安委員会の認可を持っており、地元の承認が必要じゃない小規模の業者は町は意見することができないとの回答でございました。

現在、小規模産業廃棄物処理業者が多数本町に来ることになっても、行政はなかなか止める術がなく、住民の反対運動が頼りだということでございます。行政みずからが住民の生活環境を守り、自然環境の保全を図れるようになる必要があると考えます。

市町村計画は計画にそぐわない利用目的の土地取引は、国土利用計画法の土地取引規制で勧告、事前審査等を行えるようになると聞いております。また、産業廃棄物処理業者もこの市町村計画がない場所を狙ってきている一面もございます。本町の産業廃棄物処理施設の問題の対応策と現状をどのように考えておられるのか、あわせて町長の所見を伺います。

○議長（井上利治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） 高橋議員ご質問の産業廃棄物処理業者の対応についてお答えをいたします。現在、町内には産業廃棄物の処分業、また古物営業、そしてまた産業廃棄物の積みかえの保管業など、計画中も含めまして4つの業者が操業中もしくは進出中となっております。

産業廃棄物処分業等は福井県の許認可でありまして、また古物や金属のくずの収集については福井県の公安委員会の許認可となっております。また、処理施設の許認可に必要な地元の同意につきましては、福井県産業廃棄物の適正処理の指導要綱によりまして、木のくずであったり、瓦礫、廃プラスチックの1日当たりの処理能力の量がそれぞれ5トンを超える場合に必要になってまいります。

議員ご質問の国土利用市町村計画は、全国計画、都道府県の計画の相互調整を図った計画体系というのが求められることから、先ほど申し上げました投機的取引の排除、そしてまた地価の高騰を抑制するための観点に沿った基本的事項をまとめた構成となります。また、地域の自然的、社会的、文化的条件に配慮した長期的かつ総合的な土地利用を目的としていることから、個別の土地利用の制限を市町村計画によりまして課すことというのは困難ということが言えると思います。

一方で、国においては、急激な人口減少、高齢化の進展によります土地の管理水準の低下、気候変動による水害、土砂災害の頻発化などから、市町村計画

の策定、そしてまた活用を促すことを目的として、平成31年3月に『市町村計画策定の手引き』を作成しております。

南越前町におきましても、ほかの自治体の動向を注視しながら、今後の方針を検討していきたいというふうに考えております。産業廃棄物に関する今後の具体的な対応につきましては、建設整備課長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上利治君）　関根建設整備課長。

○建設整備課長（関根將人君）　現在操業しております事業者につきましては、廃棄物の処理状況、また経営状況を調査するために建設整備課の職員が福井県の職員とともに廃棄物処理法に基づき現地の立ち入り検査を実施しております。

今後も操業に当たって届け出られた業務内容が順守されているか否か、また健全な経営と地元の住民との良好な関係のもと操業されているかどうかなど、立ち入り検査だけでなく地元の集落の役員さんの皆さん方と情報交換を重ね、地域とともに監視していく体制を整えたいと考えてございます。

また、進出を予定しております事業者につきましては、事業者の動向や業務内容について福井県の協力のもと正確な情報を収集・分析するとともに、事業者の地元に対する動向を把握しまして、関係集落に情報を提供してまいりたいというふうに考えてございます。また、事業者が操業開始当時の地元集落との約束を反故にした場合、また許認可の内容と実際の操業の内容が異なり違法性がある場合は、福井県、もしくは福井県公安委員会に厳しい指導、また許認可の取り消しを促してまいりたいというふうに考えてございます。今後も法的な規制に頼ることなく、地域とともに監視体制を一層強化し、山、海、里の豊かな自然を誇る南越前町の環境、景観を保存し、安全で安心した生活を過ごしていただけるよう努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（井上利治君）　高橋宏介君。

○1番（高橋宏介君）　産業廃棄物処理施設が町内で操業するにあたり、県、県公安委員会の認可を受けていると地権者との土地契約が済んでしまえば止めることのできない現状は大変歯がゆいものがございます。市町村計画ではピンポイントで産業廃棄物処理施設のように個別に対象とすることは難しいということは理解いたしました。しかしながら、このままにしておく訳にはいかないと考えます。

現在の本町では、一番の効果が住民の反対運動でございます。立入検査もあくまで操業が決まってからのことです。町内の産業廃棄物処理施設の

中には、集落との操業時間の約束や一日の処理量5トンを守っていない施設があるようにも見えます。町は、県、県公安委員会に任せることなく、立地行政として厳重に監視し、施設の近隣住民の意見を何よりも大切にして、施設に対し毅然とした態度で接していただきますようお願いいたします。

3つ目の南越前町環境審議会について、南越前町環境審議会の設立時期と運用についてお聞きします。7月30日に条例を定めて設置し、8月29日に第1回審議会が開かれた南越前町環境審議会ですが、新ごみ処理施設の計画が開始されたのは平成25年であり、現在は建設工事が始まっています。産業廃棄物処理施設も既に町内に3社あり、今庄の堺地区の風力発電の計画も町民が周知するほど既に広がっている現状であります。本町の南越前町審議会の設置は、ほかの自治体に比べ遅いのではないかと思います。

4月の全員協議会で今庄の堺地区の風力発電事業導入計画の説明を受けました。今後のこと話を合うため、議会では自然保護並びに環境保全対策特別委員会を9月の定例会にて設置しました。生物多様性の保全と生態系の特性に応じた対策や希少生物、野生鳥獣の保護及び町民の生活に大きな不安を与えると思われる環境問題に取り組み、自然保護や環境保全対策に関する諸問題について調査等を行う特別委員会であります。南越前町審議会は、この特別委員会の設置を見て急に立ち上げた印象も受けます。

本町は、南越前町総合計画を策定し、将来を見据え計画に取り組んでいるはずであり、問題解決に必要な審議会の設置はもっと迅速に行えるはずでございます。

今回の南越前町環境審議会の設置は適正な時期であったと思いますか。また、審議会をどのように運用し、強化していくつもりですか、町長の所見を伺います。

○議長（井上利治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの高橋議員の南越前町環境審議会の設立の時期と運用についてお答えをいたします。

町の環境施策は平成22年の3月に南越前町環境基本計画を策定して以降、南越前町の環境対策町内推進会議を設置をいたしまして、実行計画に基づきまして不法投棄の対策、そしてまたリサイクルの推進、また自然環境の保全、温室効果ガスの排出抑制、環境教育などに取り組んでまいりました。その成果については、町民の11名で組織いたします南越前町の環境パートナーシップの会議に報告し、検証をしていただいているところであります。しかしながら、近年、町内の環境を取り巻く情勢というのが急速に変化をいたしまして、環境問題に対する専門的な知見が必要という判断をさせていただきまして、去る議会の7

月臨時会におきまして環境の基本法第44条に基づき関係条例等について議決いたしました。南越前町環境審議会を設置いたしました。先月の29日に第1回の会議を開催いたしまして、町内における環境に係る課題についてご審議をいただいたところであります。

審議会の委員でありますけれども、水環境、そしてまた動植物の生態について専門的な知識をお持ちの方々、そしてまた豊かな自然の恩恵によって営んでいる事業者の団体代表の方々、自ら環境保全に取り組まれている環境パートナーシップの方々などにご就任をいたしました、さまざまな視点からご意見をいたしましたところであります。

また、会議は原則公開とさせていただきましたので、複数の傍聴者もいらっしゃいました。

また、風力発電事業に係る配慮書、そしてまた方法書については福井県知事から意見照会の際は総務課を中心に関係課がさまざまな視点で検証した結果を福井県知事に回答をしたところであります。

今後の町の環境政策につきましては、南越前町の環境審議会の意見を十分に踏まえまして、全ての町民が美しい環境の中で、そして健康で文化的な生活を実現し、その良好で快適な環境を享受するとともに、それを将来の世代に継承していきたいというふうに考えております。

なお、今後の環境審議会の取り組みにつきましては、建設整備課長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上利治君）　　関根建設整備課長。

○建設整備課長（関根將人君）　今後の環境審議会における取り組みにつきましては、風力発電によります低周波について低周波研究の権威で国内の第一人者によります研修会を開催し、低周波に関する正確な情報を習得し、適切に住民の方々にお知らせしていただくことを考えてございます。

また、風力発電事業の環境アセスメントの中間報告や産業廃棄物処理施設の動向などについてご審議いただき、ご意見を賜わり必要な環境保全施策を南越前町環境基本計画に盛り込んでまいりたいと考えてございます。風力発電事業における今後の取り組みの一例を申し上げますと、数年後に風力発電事業に係ります環境アセスメントが終了し、事業者から準備書が提出されます。その際には、行政の考え方を加え、環境審議会の規則に基づき専門の知識を有する特別委員などを加え、組織体制の機能を強化し、ご審議いただき、福井県知事に意見することになります。以上でございます。

○議長（井上利治君）　　高橋宏介君。

○1番（高橋宏介君） 南越前町環境審議会の設置は、現在の問題、将来の問題を心配し懸念した態度のあらわれであり、これで審議会を持つほかの市町村と並ぶことになりました。大変うれしく思います。

風力発電のことも専門家の意見を聞き、低周波の勉強会をするなど、課題を明確にして情報公開をすることありますし、現在、風力発電のことでも本町が受けている、本町が推進しているという誤解も解くことができるのではないかと思います。

また、産業廃棄物処理施設、新ごみ処理施設に対しても検討する場所が増え、町民の声をより多く聞くことができるようになったと思います。審議会には大変期待しております。しっかりと小さな声を拾い上げ、町民のために運用を強化していっていただきますようお願いいたします。これで一般質問を終わります。

○議長（井上利治君） これにて高橋宏介君の質問を終わります。

次に、

1. 水道ビジョンについて

3番 大浦和博君。

[3番（大浦和博君）登壇]

○3番（大浦和博君） 大浦でございます。通告に従い一般質問させていただきます。

今回、水道ビジョンについての質問です。

まず1つ目、今後の事業計画の説明についてお伺いいたします。

前回、上水道について質問いたしましたが、その後に『水道ビジョン』完成版をいただきました。完成版には、今後40年間の事業計画の一覧表が掲載していました。今年2019年から2028年の10年間の事業計画は詳細に明記しており、総計で17億7,200万円とあります。そして、今後40年間での施設更新に160億円を要すると書かれております。これはある程度の施設の更新内容計画がなされ、それらに対する費用があると思われます。

そこで、次の10年計画、すなわち2029年から2038年の事業計画の中で、奥野々浄水場設備更新に合わせた南条浄水場への統合で施設運用を検討するありますが、これはどのようなことなのか。そして、今泉浄水設備更新も計画しておりますが、今泉浄水場のどの施設をどのように更新するのか、この2つの施設更新について説明していただきたい。

2つ目の浄水事業の広域業務の考え方について伺います。

ビジョンでも述べてますが、人口減少により水道事業が厳しさを増す中、

10月1日から消費税率の引き上げに伴い、上下水道の料金が値上げされます。ビジョンではさらなる施設更新に多額の資金投資を計画しており、人口減少により料金回収がさらに悪化すると見込んでおります。

清掃業務や病院業務は幾つかの自治体と広域に取り組んでおりますが、人口増加が見込めない中で浄水施設更新に多額の費用を投資するよりも、上水道も他の自治体と連携できないのか、どの自治体も人口減少は同じ懸案事項であり、水道料金回収も同じなのではと思われます。前回も質問いたしましたが、今泉浄水場設備は水源取水口や浄水場の場所の変更は不可能とのことであります。であるならば、越前市の末端地区、土山町でございますが、そこから糠地区への管路につないで、河野海岸地区、さらには赤萩地区や河内、大良地区の上水として利用した方が投資額が抑えられるのではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（井上利治君） 岩倉町長。

[町長（岩倉光弘君）登壇]

○町長（岩倉光弘君） 大浦議員ご質問1点目の今後の水道事業計画についてお答えをいたします。

南越前町水道ビジョンは、さきの町議会6月定例会の一般質問でも答弁させていただいたとおり、平成31年の3月に改訂をしたところであります。南越前町の水道ビジョンの改訂にあたりましては、採用しましたアセットマネジメント手法によりまして、上水道施設の状態を客観的に把握をして、評価した上でこの資産の中長期的な状況を予測するとともに、予算制約を考慮して水道施設を計画的かつ効果的に管理していくことといたしました。

それらを踏まえまして、将来における施設や設備のあり方に加えまして、更新の必要性を整理いたしまして今後の実施計画を掲載したところであります。

先ほど大浦議員言われましたように、投資の総額というのは計画期間40年で160億円ということになります。1年当たり4億円の投資を料金収入で賄うということは、現在の水道事業会計の財政状況では大変困難な状況であります。しかしながら、安心かつ信頼性の高い水道事業の維持と構築を実現するために長期的な視点に立ちまして有効な財源確保に努め、水道施設の整備に取り組んでいきたいと思います。

今泉の配水区の管路の更新事業など、今後10年間に着手しなければならない事業に係る財源の確保について、速やかに調査をしていきたいと思っております。

2点目の上水事業の広域業務の考え方でありますけれども、今回の水道ビジョンの改訂版では、河野海岸地区全体の水道施設については水量確保の物理的

な面、そしてまたポンプアップ設備などの技術の面、加えて資金の調達などの財政面からも調査研究を進めた結果、河野海岸地区の水道施設につきましては現在の水道施設体系というのが適當という判断を、そういう結論に達したところであります。

そのような中、水道事業の広域連携の推進につきましては、平成30年の12月12日に水道法の改正が公布されまして、本年の10月1日から施行されます。

南越前町の水道ビジョン改訂版におきましても河野海岸地区に限定することなく、今後、広域化に向けた検討は必要としております。広域連携に向けた取り組みを含めて、全ての住民の皆様が等しく安全で、そしてまた安心しておいしい水を供給できる水道事業等の運営と調査の研究に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

なお、この南越前町水道ビジョン改訂版におきます今から10年後の2029年から2038年までの取り組みにつきましてと、広域連携との投資額の比較検討につきましては、建設整備課長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上利治君）　　関根建設整備課長。

○建設整備課長（関根將人君）水道ビジョンの改訂版に掲載してございます2029年から2038年までの主な事業内容についてご説明を申し上げます。

町長の答弁にもございましたように、事業の掲載に当たりましてはアセットマネジメント手法によりまして上水道施設の状態を客観的に把握した上で、予算の制約を考慮しつつ、将来の状況を予測しながら検討してまいりました。

その結果、今から10年後の2029年から2038年までの間における構造物や設備については、今泉浄水場設備を始めとする町内14カ所の浄水場設備などの更新を計画してございます。

ご質問の奥野々浄水場設備更新に合わせた南条浄水場への統合による施設運用の検討につきましては、配水管の接続やポンプの増設を図りまして奥野々浄水場を南条浄水場に統合することを検討してまいりたいと考えてございます。

その時期につきましては、奥野々浄水場の膜ろ過設備などの更新が必要となる時期を鑑み、奥野々浄水場の設備を更新することなく南条浄水場に統合し、維持管理費用の削減を図ることといたしております。

また、今泉浄水場につきましては、主に薬注装置、また電気設備などの更新を予定してございます。しかしながら、詳細な更新の内容につきましては各浄水場によりまして設備の劣化や損傷具合が異なりますので、更新に着手する時点におきまして適宜適切な設備更新を図ってまいる予定でございます。

続きまして、ご質問の2点目の越前市土山地区から水の供給を受けた場合の投資額と南越前町水道ビジョン改訂版における投資額の比較検討についてお

答えいたします。

比較検討に当たりまして、最初の課題は、越前市土山地区から水の供給を受けた場合の投資額の算出に向け、越前市との協議の場を設定することにございます。その上で、地下水を水源として供給されている土山地区の水道水を河野海岸地区に融通できるだけの水量が確保できるか、また越前市土山地区に至ります送水管の能力が河野海岸地区の水需要を満たせるのかなどについて越前市から情報をご提供いただき、その情報を整理しまして調査研究を進め、接続に要する費用を算出していかなければなりません。

今後、水道事業の広域連携につきましては、近隣市町の動向を注視しながら調査研究を進めるとともに、南越前町水道ビジョン改訂版でもお示ししているとおり施設の統廃合とあわせて速やかな更新、改修を必要とする施設の整備に取り組み、健全な水道事業の運営に努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（井上利治君） 大浦議員。

○3番（大浦和博君） 町内には多くの水道施設がございます。そして、アセットマネジメント手法による更新総額が約160億円とのことでございます。

今後は施設の維持管理費の削減が主であり、今年度からの10年間で取り組む予定であります今庄湯尾浄水場の廃止や、今ほど説明いただきました奥野々浄水場の廃止の検討を含め、施設の統廃合により投資額を少しでも抑えられるよう比較検討して実施していただきたいと思います。また、それとあわせまして、奥野々浄水場を排出する場合、その水を河野地区の河内地区へ引き込むことができないか再検討していただきたい。さらに、水道事業の広域連携についてでございますが、確かに相手があることなので急には難しいかも知れませんが、協議可能な隣接自治体と少しでも早く意見交換等に取り組んでいただきたい。これらを要望したいと思います。

そして、今回答弁は難しいとは思いますが、またいずれか日を改めましてこの取り組みについてお聞きしたいと思います。今回はこれで私の一般質問を終わります。

○議長（井上利治君） これにて大浦和博君の質問を終わります。

○議長（井上利治君） 暫時休憩いたします。14時から再開いたしますので、それまで休憩でございます。

[休憩 午後 1時48分]

[再開 午後 2時00分]

---

再 開

○議長（井上利治君） 会議を再開いたします。

次に、

1. 学校再編について

8番 加藤伊平君。

〔8番（加藤伊平君）登壇〕

○8番（加藤伊平君） 加藤伊平でございます。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

私たち議会総務文教常任委員会は、6月、教育施策をテーマに広島県府中市を視察いたしました。同市は人口約4万人で、小学校から中学校へ進学した時期に不登校やいじめなどの問題がおきる中1ギャップを解消するため、国の学習指導要領による9年間を見通したカリキュラムを編成する小中一貫教育を10年前から行っていました。このため、4つまたは5つの小学校を1つの小学校に統合し、2つの中学校で小中合同の校舎、職員室、兼職の校長でこの小中一貫教育に取り組んでいました。

統合された小学校の中には20キロ離れた学校へ通うことになった児童もあり、説明会ではののしり合いもあったそうで、それでも最後は子どもたちのためということで、現在の形になったということでした。

本南越前町でも児童生徒が減少し、学校の小規模化がさらに進むことから、平成28年に小中学校再編検討委員会が設置され、町民アンケートを行い、30年6月にこの検討委員会から提言書が出されています。それによりますと、1、専任教諭が配置されない8学級以下の中学校の統合新設、2、現在、複式学級があるか、将来見込まれる小学校は統廃合を検討していくことが望ましいとあります。学校はそこへ通う子どもたちのものだけでなく、地域のコミュニティ、地域活性化の拠点でもありますが、子どもたちを取り巻く社会環境は高度情報化、国際化、少子・高齢化と大きく変わりつつあり、一年一年が大変大事な時期であります。

しかし、再編、統合といつてもなくなる学校もあるわけで、なくなるところの影響は大きく、県内の市でも学校の再編計画がとまっているところもあり、大変難しい問題だと思いますが、小浜市は近年4つの小学校を統合しました。この提言を受け、町長の考えはどうでしょうか。この問題については昨年6月議会でも論議されておりますが、その後、地区別説明会も行われていますので、改めて町長の考え方をお尋ねいたします。

次に、去る6月議会に町内学校再編による地区別懇談会委員の名簿が提出され、8月以降、3回程度開催とありますが、今後はどう進める予定でしょうか。

最後に、昨年国の遠隔地教育の施政方針では、鮮明で大画面のモニター、デジタル教材など教育ICT機器を充実し、テレビ会議など遠隔システムを活用した複数校の合同教育などで小規模校での教育活動を充実させるとなっていますが、本町でもこうした機器の導入などで学校の再編を避けることはできないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（井上利治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） 加藤議員の学校再編についてのご質問にお答えをいたします。

少子化によります児童生徒数の減少というのは、本町においても大きな問題でありまして、今後、小中学校の過度の小規模化がさらに進むと予測されております。

こうした状況の中で、昨年の6月に南越前町の小中学校再編検討委員会が学校教育のあり方に関する提言書が提出されました。この提言書を受けまして、町では昨年の7月から住民と保護者の方を対象に全地区で合計14回説明会を開催をいたしまして、参加者から多くの貴重なご意見をお聞きすることができました。

提言書では、実際に統廃合を進めていく際には対象となる地域や区域に配慮して、地域住民の代表、PTAの代表、学校関係者等による懇談会などを開催して意見を求めていくことが必要であるというふうになっております。

町をいたしましても、学校再編の方針の決定に当たっては、南条、今庄、河野各地区で懇談会を開催し、さらに地域の皆様方からご意見をいただきながら、そしてまた議会とも相談をさせていただいた上で、子供たちにとってよりよい学校の教育環境となるよう慎重に協議を進めていきたいと、そういうふうに考えております。

町内の小中学校再編による地区別懇談会の詳細につきましては、上田教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上利治君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） ただいまの町内小中学校再編による地区別懇談会についてお答えいたします。この懇談会を立ち上げた目的は、学校再編について南条、今庄、河野の各地区の現状や考え方など、より具体的な意見を参考にし

ながら、学校再編について慎重に判断していきたいというもので、PTAの会長、副会長、主任児童委員、補導委員、地区区長会、社会教育委員、そして学識経験者等、地域においてそれぞれの立場から学校運営にご理解とご協力をいただいている方たちで、3地区を合わせて34名の方の参加をお願いしました。

今年度は各地区で3回ずつ開催する予定で、第1回目は8月6日に参加者全員を対象に開催し、懇談会を立ち上げた目的や学校の児童生徒数など学校の現状について共通理解を図りました。9月には第2回目を各地区で、3回目は年内を予定しております。その後、教育委員会事務局で懇談会から得た意見を反映した学校再編についての方針（案）を策定する予定です。

ICTを活用した遠隔地教育につきましては、事務局長から回答いたします。

○議長（井上利治君） 坂井事務局長。

○教育委員会事務局長（坂井浩伸君） ICTを活用した遠隔地教育についてお答えをいたします。

本町の現状としましては、平成28年度にWeb会議システム本体、大型ディスプレイ、拡張マイク、カメラ、カメラスタンド、ノートパソコンを各校にそれぞれ1セットずつ配備され、さらに平成30年度には各校で2セット目となる遠隔授業・研修システムを購入し、このシステムを使って合同授業や学校間の交流を行っております。

一方で、学校の再編につきましては、平成30年6月に南越前町小中学校再編検討委員会からの提言書に記載されているとおり、学校の小規模化に伴うメリット、デメリットについて検討されております。

加藤議員ご指摘のとおり、ICTを利用することにより合同授業や学校間の交流などを行うことができ、集団での磨き合いや気づきの場面が少なく学習に深まりが見られないことがあるなど、学習面におけるデメリットの一部は解消することができます。しかしながら、学校行事や部活動などの集団生活を経験できないことや、中学校において望ましい学校規模の要件としている主要9教科の専任教員を配置できる学習環境を整えることができないというデメリットは解消できません。

本町としましては、子供たちにとってよりよい教育環境を整えるためには、今後の学級編成、児童生徒数の推移、さらにICT機器の目まぐるしい進歩などを踏まえまして、学校の再編について継続して検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（井上利治君） 加藤伊平君。

○8番（加藤伊平君） ご答弁は大体、了とするところであります。ただ、子供たちはやっぱり年々成長していきますので子供たちの成長に合わせて、この問題は理事者でもご判断いただきたいと思います。

詳しくは私が属します常任委員会での所管のことでもありますので、またその場でお話しさせていただくこととして、私の質問は終わります。

○議長（井上利治君） これにて加藤伊平君の質問を終わります。

次に、

1. 各種団体のリーダー育成と支援について
2. 各種施設の活用と利用料について

13番 山本 優君。

〔13番（山本 優君）登壇〕

○13番（山本 優君） それでは、議長のご了解をいただきましたので、今期4人目、最後になりますけれども、一般質問始めさせていただこうと思います。

まず、当町は自然豊かで人間の情の熱い地域であります。近隣の市町に職場はもちろんございますけれども、休日の過ごし方など、若者の日常生活においてはやはり不満があるのではないかというふうに思います。

あわせて、最近の若者においては、進学も東京、大阪など都会に出てそのまま都会にて就職をする、そして地元には帰らない者が非常に多くなっている現状があります。よって、地元で就職をし、結婚し、そしてこの地域の中で子育てをする者が、いわゆる少なくなってきたのが現状でございます。

先月末で夏休みも終わりましたけれども、私たちが子供の時分もそうでありましたけれども、ここラジオ体操そのものについては随分昔から行われております。各集落におきます朝のラジオ体操につきましては、数十人の子供が眼たい目をこすりながら公民館あるいはお宮さんに集まりまして、そこでラジオに合わせ体操をして、そして一日が始まったのは私たちの子供の時分の記憶であります。そして、そのままそこで遊ぶあるいは宿題を行っていたというふうに記憶をしております。そんな活動を通して友達同士遊んだり、勉強をしたり、そして自然環境の中で生活をし、さらにまた家の仕事も見、手伝ってきていたと思っております。過去のことを申し上げてもなんでございますが、今はこのラジオ体操もお聞きをいたしますと学校の教育の指導要領の中からラジオ体操については義務的なものからは外れてるというふうに聞いております。それでも町内の各集落におきましては、私の地元では恵まれているのか、大人も含めますと四、五十人の人たちが公民館の前の駐車場に集まりましてラジオ体操を行っております。

私自身、地元のシルバーのお世話をしている関係もありますし、子供たちと子

供たちの親、そして我々シルバーのメンバーも一緒にラジオ体操を7月20日から8月末まで毎日行っております。雨の日以外はほとんど出ておったように思っております。子供たちはラジオ体操以外にやらなければならないことが増えたこともあるのかもしれませんけれども、やはり朝の早い時間のこの時間にラジオ体操をして、そして生活を始めるという生活リズムを整えるという意味では、朝のラジオ体操の持つ意味は大変大きいと思っております。そこで当時のことわざを懐かしがっているだけではなくて、少子・高齢化の原因ともなるかもしれないこの状況について、南越前町もその状況はこれから顕著になっていくのではないかというふうに思います。

そのことが全てではありませんけども、学業を終えると県外へ出ていく。そして、残った高齢者等によりまして、結果として少子・高齢化が進むことになるのではないかというふうに思います。

歯止めをかけるためには地域での産業を振興し、若者が働く場をつくることとあわせて、子供たちが友達や若者が住んでいる場で仲間づくりができ、そしてそのリーダーが育成されるということは、この地域を活性化するためには大変重要なことだというふうに思っております。この件についてまずお聞かせをいただきたいというふうに思うわけでありますが、その地域での子ども会の活動のことの前に、学校での現状と課題についてお聞かせをいただきたいと思うのですが。学習結果の発表会やクラブ活動などのリーダー育成、また夏休みの勉強会、朝のラジオ体操など地域での子ども会活動の現状についてお聞かせをいただきまして、それが次の青年期の活動につながっていくことになるのではないかというふうに思います。

その最も顕著にあらわれると思われますのが、二十になっての成人式が行われておりますけれども、ここの場所でやはり子供のときあるいは学校のときにリーダーとして活動したメンバーが成人式の実行委員会に入ってくるとか、そしてさらにそれ以降、地域の中で若者のリーダーとして育っていくのではないかというふうに思います。

これらの点につきまして、私が若干余談を含めて申し上げたところでありますけれども、現状と今後の課題についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（井上利治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの山本優議員の各種団体のリーダーの育成と支援についてのご質問にお答えをいたします。

山本議員ご指摘のとおり、本町の人口減少に歯止めをかける一環として、若者の集まりや繋がりというのは地域力の源であるという認識のもとで、青年期

での出会いという、また触れ合いはもちろんのこと、仲間と協力したり議論したりする場があれば、そこでおのずと次世代のリーダーが育成されるものと認識をいたしております。

こうした中で、教育委員会におきましては昨年度から青年交流事業を実施しております、町内を拠点として自主的に活動できる若者グループの設立を目指して交流イベントを定期的に開催をいたしております。青年交流事業、学校での現状と課題、そしてまた地域でのリーダーの育成の取り組みにつきましては、上田教育長の方からお答えをいたします。

○議長（井上利治君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） 青年交流事業、学校での現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会では、昨年から青年交流事業を実施しております、町内を拠点として自主的に活動できる若者グループの設立を目指し、交流イベントを開催しております。

昨年度は2回開催しまして、1回目は成人式実行委員会OB交流会、2回目は南条文化会館クリスマスバージョン模様替えを若者たち12名が行いました。今年度は9月7日土曜日に今庄地区公民館別館で行いまして、6名が参加しております。まだまだ若者の参加人数が少ない状況ではありますが、教育委員会いたしましては、今後も若者グループが立ち上がるよう支援を継続していくたいと考えています。

次に、学校におけるリーダー育成に係る現状と課題についてですが、少子化による児童生徒の減少に歯止めがかからず、町内の全小中学校においても小規模校化が進んでいます。そのことから、磨き合うことや鍛え合う場が少なくなったり、活動内容が制限されたり、対抗心を燃やしたり、団結することが難しくなったりするなどさまざまなところで課題が浮き彫りになってきています。

このような状況の中で、普段の学校生活において、児童会、生徒会を初めとする各種委員会活動、清掃活動、それから小学校での集団登校班、生活班など異年齢の集団で活動する場面は多くあります。その際、高学年がリーダーとなって下の学年を指導しますが、その姿を見た低学年が高学年になったときに同じように低学年を指導するようになります。自然にリーダーとしての自覚が芽生えてくるような仕組みがあると考えております。また、子ども会活動を通じたリーダー育成に係る現状と課題についても、子供の数が減少していることから、集落子ども会組織が減少しており、上部団体の町子ども会育成連絡協議会そのものの運営も危うくなっています。今のところ、ラジオ体操の奨励と

してラジオ体操出席カードや参加賞を学校あるいは集落子ども会を通じて子どもたちに配布するとともに、集落でのラジオ体操の運営を子供たちが主役となって活躍できるよう促しております。また、今庄地区や河野地区ではリーダー研修会を行っているところです。以上です。

○議長（井上利治君） 山本議員。

○13番（山本 優君） ありがとうございます。

今、いろいろなことで施策の説明をいただきました。

先日も電車に乗っておりましたときに、高校生が集まっているわけありますけれども、全員がスマホを持って、一緒に集まっているながらお互いに話しそれぞれスマートフォンをたたいているというのが現状であります。それは高校生だけでなく、大人もそのような傾向に最近はなっているように思っております。そんな中からは決してグループのリーダーができるということにはならないと思いますし、夏休みに子供たちが公民館に集まってきたとしても、スマホ前には、ゲームを子供たちで集まっているんですけども、子供たちの中でやるということではなかったように思っています。このような状況については大変危惧をしているところでありますが、なかなかそれを規制をするということにはならないだろうというふうに思います。

今教育長のほうからいろいろと説明をいただきましたそれらの内容につきましては、今後、ぜひ積極的に進めていただくということが必要だろうというふうに思います。

学校の修学旅行等ではスマホを持っていくことを禁止するということもなかなかこのごろはできないようではありますけれども、使う面についてはいろいろな制限というのがあっていいのではないかというふうに思います。

次に、子供たちの指導者育成の部分とあわせて、各集落、地域における指導者の育成についてお聞かせをいただきたいと思うわけでありますが、昨年も一般質問の中で申し上げたように思っておりますが、地域の課題が特に増えているということではないと思いますが、行政に対する要望もどんどん増加をしているように思われます。地域の住民が協力をして自主的に作業を進めれば解決をする問題も多くあるように思うわけでありますけれども、なかなか地域の中がまとまってお互いが協力するというふうなものがなければ、ここに行政に対する要望として上がってくることになります。そうすることによって、町の行政需要というのがどんどん増えていくのではないかというふうに思います。

その意味で、地域における課題で行政が取り組まなきやならない問題は当然としましても、それ以外の個々のお互いが協力すればできる、あるいは事前に対策の打てるものについては進めていくべきだというふうに私は思っております。

す。

そのためには、前段で申し上げましたように、子供のうちからそのグループをまとめる役が必要だというふうに思います。なかなか育っておらなければ、これからでも大人の人を含めた集落の指導者の育成というのが必要だというふうに思って、前々回でしたか一般質問の中でも申し上げておりました。

そして、今年度、新たに集落の指導者育成について取り組みをされるというふうに聞いております。現在の取り組みの状況、今後の課題についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（井上利治君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） 山本議員の地域でのリーダーの育成についてのご質問にお答えいたします。

本町では、集落活性化支援事業を昨年度から立ち上げまして、全庁挙げて3つの事業に取り組んでおります。

このうち、教育委員会では、これまでの一点突破型のまちづくりではなく、総合的で持続可能な集落経営を目指し、集落力のアップにつなげていくための手法を学び、次世代リーダーの育成を行おうと『集落力』パワーアップ講座を実施しています。この講座は、今年度から4年間、計32集落を対象に実施するもので、今年度は8集落、24名が受講しています。内容は4回シリーズで、今年度に関しましては1回目は6月21日にオリエンテーションとワークショップ、ワークショップの中では自分の集落の課題を分析する学習を行いました。2回目は先週の土曜日に開催しまして、参加集落の一つである河野地区の河内集落に現地視察を行い、集落内での課題や資源となる部分を他集落の現状を確認しました。3回目は来月に先進地視察を行い、最終回は集落において行う具体的な事業のプランニング手法について学習する予定でございます。

この4回の講座を通して、受講された方々が集落の担い手リーダーとして活躍いただき、集落の活性化につながればと考えております。以上です。

○議長（井上利治君） 山本議員。

○13番（山本 優君） ありがとうございました。

今ほど教育長のほうから細かくご説明をいただいたように、今研修された皆さんがあなたが各地域の中でこれから大きな役割を果たしていただくことを期待をいたしたいというふうに思います。そして、さらに先ほど説明がありましたように、32集落、今後あと3回開かれるということでございますので、各集落におきまつす人選を各集落の区長さんあるいは区のほうで積極的に出していただいて、そ

してその方々が地域の活性化になることを、活性化の役割を果たされることを期待をして、次の質問に移らせていただきます。

今、ちょっと地域の活性化という意味も、あるいは各種団体の活性化という意味も含めまして、各種施設の活用と利用料についてお聞かせをいただきたいと思います。

町及び関係機関が管理する文化会館や体育施設あるいは公民館など多くの公共施設がありますけれども、これらの施設が広く多くの団体が自主的なグループ活動を行うために活用され、それが体力維持であるとか、あるいは文化の向上に大きな役割を果たしていると思っております。これらの施設を管理運営するためには、当然、コストのかかることと理解しながら、一方では体を動かし、そして文化活動に取り組むことは元気に長生きすることにつながり、町民の心と体の健康のために大変大切なことであると考えております。これらの施設の利用にあたって、それらの施設の利用料等がその足かせになつてはいかんというふうに思うわけであります。できれば町民が自由に使えることが一番大切だというふうに思っております。

それで、質問でありますけれども、現在、町が管理をするいろんな施設の利用料金の設定がなされておりますが、現実的には地元の団体、グループに対しては利用料金が免除というふうな形になっているというふうに思っております。実質、我々が使わせていただくときにはほぼ無料かなというふうな感じを持っております。

ただ、それをとらないのが原則というふうなことであつていいと思いますけれども、免除をするにあたってのその基準あるいは方法等について現在どうになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（井上利治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの山本議員の各種施設の活用と利用料につきましてお答えをいたします。

公の施設の活用と利用料につきましては、山本議員ご指摘のとおり、条例に規定する設置目的に応じて、町民の皆様方が利用しやすく、また地域に密着した公共施設の運営を行わなければならないというふうに考えております。同時に、効率的な財政を推進するために受益と負担の適格化ということも考えていく必要があります。

また、今後とも公共施設の類似施設、そしてまた未使用施設の統廃合も含めて考えていく必要があるというふうに思います。

各施設の利用料金についての詳細につきまして、上田教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上利治君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） 各施設の利用料金についてお答えいたします。

まず、使用料とは、地方自治法第225条に規定する公の施設や行政財産の使用について徴収される料金のことです。教育委員会が直営で管理している施設の使用料の設定時期と設定の考え方につきましては、平成17年1月の町村合併時に設定したもので、3町村当時の同じ用途の施設の使用料、類似施設との均衡、近隣市町村との比較などをもとに、原則、旧3町村のうちで一番安い使用料金で設定しております。

次に、使用料減免の考え方については、各教育施設の設置目的や減免する団体の性格、性質等を鑑みながら、真に公益的な活動を行う団体に対する活動を支援するために、条例に定められた使用料の額を減額し、または免除することでございます。教育施設において減免に該当する具体的な団体については、社会教育に関する団体でございまして、町文化協議会、町スポーツ協会、町壮年団体連絡協議会、町子ども会育成連絡協議会などでございます。以上です。

○議長（井上利治君） 山本議員。

○13番（山本 優君） 今、町長及び教育長のほうからご説明をいただきましたように、これらの施設が公共施設として公平に利用されるということは、当然果たしていかなければならないというふうに思っております。一方では、この施設を活用することによって町民の健康増進、あるいは体力向上、あるいは指導者の育成、地域の活性化など多くのメリットがあります。特に体力構造、心と体の健康のために果たすことによることは、当然、医療費の減免にもつながってくるのではないかというふうに思います。

そんな意味で、これから更にこれらの施設を積極的に使っていただき、そしてそれらの活動を進めていくという意味を込めまして、今、教育長のほうからも一応ご説明をいただいたところでございますが、各団体の評価の仕方とか、あるいは利用の状況等について再度利用促進のためにその点のポイントで各利用料金の見直しが必要だというふうに考えております。

この点について、今後の料金算定に当たっての、あるいは料金の徴収についての考え方につきましてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（井上利治君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） 使用料の見直しについてお答えいたします。

使用料の見直しにつきましては、本来であるならば、使用料の算定について

は管理運営費、いわゆる人件費とか物件費と呼ばれるものと、資本経費、いわゆる施設建設や大規模な施設改修費などを鑑みて算出するところですが、この方法で採用しますと、合併当時からの社会情勢の変化、物価の上昇などから大幅な値上げを行うことになり、利用者の負担増は避けられない状況になると考えています。加えて、施設によっては空調使用料、器具使用料を設定していない施設についても設定することになるであろうと考えています。ですので、施設を積極的に活用していただく観点から、教育施設の使用料については改定する予定は現在ございません。しかしながら、山本議員のご指摘のとおり、各種施設における減免を適用する団体の基準の明文化については検討する必要があると考えていますので、今後、社会教育団体の育成を兼ねて減免や使用料の見直しについて、教育委員、社会教育委員の皆様からのご意見を頂戴しながら検討していきたいと考えています。以上です。

○議長（井上利治君） 山本 優君。

○13番（山本 優君） ありがとうございました。

料金の見直しは値上げも含めての話になりますけれども、その意味はないということをございましたので、安心をしながら、ぜひご検討をいただきたいと思います。

質問はもうこれぐらいで終わりたいと思いますので、若干意見だけ申し上げておきたいと思います。

今、料金の検討については教育長のほうから教育委員や社会教育委員からの意見を頂戴しながらということでございましたが、町の管理する施設は教育委員会管理以外もございますので、ぜひ今後の検討の中では教育委員会管理以外の分も含めて観光施設等いろんなものがございますので、地域の団体の育成強化という観点でぜひ再度ご検討をいただいて、そしていい結果を出していただけるようにお願いを申し上げまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上利治君） これにて山本優君の質問を終わります。

本日は、シルバー人材センターの方から20名を超す傍聴熱心にしていただきまして、まことにありがとうございました。

---

閉 議

○議長（井上利治君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時41分〕